

法科大学院設置計画履行状況調査の結果等について (平成18年度)

1. 調査の目的等

設置計画履行状況調査(以下、「アフターケア」という。)は、各法科大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、文部科学省令(1参照)及び告示(2参照)に基づき、文部科学省が、設置認可後、当該認可時における留意事項(設置基準の要件は満たしているが、一層の改善・充実が必要と認められた事項)、学生の入学状況、教育課程の編成・運営状況、教員組織の整備状況その他の設置計画の履行状況について、各法科大学院から報告を求め、書面、面接又は実地により調査するものである。

なお、文部科学大臣は、公私立大学の設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、学校教育法第15条に基づき、改善勧告や変更命令などの是正措置を講ずることができることとされており、是正措置の発動に当たり必要があれば、当該大学等に対して報告又は資料の提出を求めることも可能である。国立大学についても同様に、法令違反等の状況が判明した場合には、国立大学法人法に基づき、是正措置要求などの措置を講ずることができることとされている。

アフターケアの本来の目的は、設置計画の履行状況を調査することであるが、仮に調査の過程で法令への適合性に疑義が生じた場合には、大学設置・学校法人審議会としてこれを指摘し、文部科学大臣の判断により、これらの是正措置等を段階的に講ずることもあり得る。

2. 実施体制及び実施方法

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会では、アフターケアについて、運営委員会の下に「設置計画履行状況等調査委員会」を設置し、所要の調査審議を行っているが、法科大学院については、新たな法曹養成の中核を担うものであるという制度の特質を踏まえ、特に専門的な調査審議を行う必要があることから、従来から、「法科大学院特別審査会」(別紙1)に付託し、調査に当たっている。

法科大学院特別審査会では、今年度もこれまでと同様に、全ての法科大学院(74大学)(別紙2)を対象として、書面調査を実施した。書面調査は、各法科大学院から「履行状況報告書」及びこれを裏付ける詳細な「補足説明資料」の提出を求め、これらの資料に基づき行った。

また、書面調査の結果、追加の説明聴取が必要と判断した法科大学院(12大学)に対し、面接調査を実施した。

さらに、法科大学院については特に、制度の重要性にかんがみ、学年進行が完成する年度(以下、「完成年度」という。)までに全ての法科大学院の実地調査を実施するとの方針をとっており、今年度は、開設後これまでに実地調査を実施していなかった法科大学院(42大学)に加え、書面調査の結果、実地による調査を要すると判断した法科大学院(8大学)に対し、実地調査を実施した。

3. 総合所見

全体的に見れば、各法科大学院において、それぞれが設定した理念・目的を実現するために、教育課程の質的充実・改善を軸に、設置計画に沿った種々の創意工夫ある取組が継続的に行われているとともに、付すこととした留意事項も減少(平成17年度:44大学、112項目
平成18年度:41大学、73項目)した。特に今年度は、平成16年度開設の法科大学院

(68大学)が完成年度を迎えるが、その大部分は、開設以降の経験を踏まえ、教育内容・方法等の改善・充実に向けて、着実に進展していると評価することができる。

ただし、項目別所見で指摘するとおり、学生の入学状況、教育課程の編成・運営状況、成績評価の状況、教員組織の整備状況などについて、一部に課題を残している法科大学院がある。中でも、ファカルティ・ディベロップメント(授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究)(以下、「FD」という。)については、多くの法科大学院がその改善・充実に向けさらなる努力を要する状況にある。

各法科大学院には、今年度の留意事項を踏まえ、設置計画の確実かつ円滑な履行に努めていくことはもとより、学生のニーズ等にも的確に対応しつつ、法科大学院にふさわしい教育水準の確保と向上のため、より一層の創意工夫を期待したい。

今年度の調査結果を踏まえて留意事項を付した法科大学院は、別紙3のとおりである。

4. 項目別所見

調査項目ごとにその全般的な状況を示すと、以下のとおりである。

(1) 学生の入学状況

今年度も、入学定員との関係で入学状況に課題のある法科大学院が見られた。入学者数が入学定員を大きく下回っている法科大学院(5大学)がある一方で、大きく上回っている法科大学院(6大学)が見られ、また、超過の割合は大きくないものの、開設後連続して入学定員を上回っている法科大学院(13大学)も見られた。さらに、法科大学院は、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる観点から、入学者に占める法学系以外の学部出身者や社会人等の割合が3割以上となるよう努めるものとされているが、当初に比べて全体的にその占める率が減少傾向を示しており、今年度は3割を下回る法科大学院(6大学)があった。

定員管理については、少人数教育や双方向・多方向授業の実施など、法曹養成を担う教育機関として求められる教育水準を確保するため、特に厳格な対応を求めたい。

また、各法科大学院の志願者の状況は未だ流動的であるが、法科大学院における多様性確保のためにも、入学者選抜方法等の一層の改善・工夫に努めてもらいたい。

(2) 教育課程の編成・運営状況

各法科大学院において、おおむね設置計画どおりに編成・運営されている。また、実地調査を実施した法科大学院では、その入学定員規模にかかわらず、概して少人数教育によるきめ細かい履修指導体制がとられており、授業に対する学生の満足度も総じて高い状況であった。

ただし、法科大学院によっては、以下のような課題も見られた。これらの課題の多くは、昨年度の調査結果においても指摘したところである。

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群の適切な区分・整理。

法学未修者の受入が多い法科大学院では、特に、双方向的・多方向的な手法による充実した教育をどのように実施するのかなど、運営面の改善・工夫。

大規模な法科大学院における一科目の履修学生数の制限、適切なクラス分け、同一科目の教員間の授業内容・方法、教材の利用等に関する綿密な打ち合わせ。

なお、これまでも指摘したとおり、法律基本科目に関して、正課外に特別の講座を開いて答案練習的な訓練を実施している法科大学院が見受けられる。正課外については学生の自主的学習に委ねるのが法科大学院の本旨であることを再確認するとともに、新司法試験対策に偏することなく、本来の教育課程に沿った運営が強く望まれるところである。

同時に、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修など、幅広い知見を修得させるための工夫・努力が一段と求められる。

なお、平成16年度開設の法科大学院においては、完成年度を迎え、教育課程の再編成等の検討が行われつつあるが、これらの再編成等に当たっては、法科大学院制度の理念・目的及び各法科大学院が設定した目的・理念を十分に踏まえるべきである。

(3) 成績評価及び修了認定の状況

各法科大学院では、各授業科目の成績評価に当たり、定期試験の結果を主たる評価の対象としながら、授業への出席状況、質疑応答など授業態度、課題の提出状況その他の日常の学生の授業への取組と成果を評価するなど、各授業科目の多面的な成績評価に加え、あらかじめ学生に各年次終了時に望まれる到達度を明示し、その水準に達していない場合にはその段階以降の授業科目の履修を認めないこととしている法科大学院が多数である。

成績評価の状況については、全ての法科大学院に対し、成績評価の結果・成績分布状況等の提出を求めた。これらの資料を検討すると、授業科目間での成績分布にばらつきが見られ、このような状況を是正するために、特に、客観的・統一的な基準の明確化、学生に対する成績評価基準の事前提示、成績評価基準の厳格な運用、学生に対する成績評価の結果・成績分布状況の告知、異議申立制度の整備などの面で、一層の工夫・改善を要する法科大学院が少なからず見受けられた。成績評価と関連して、ごく一部ではあるが、進級制の採用またはこれに代わる措置の整備が図られていない法科大学院もある。

法科大学院は、昨年度初の修了者（法学既修者）を輩出し、今年度は、多くの法科大学院において、法学未修者についても初の修了認定が行われることとなる。

厳格な成績評価・修了認定は法科大学院制度の根幹であり、後述するFDへの取組とあわせて、教員間で十分な共通理解を確立し、組織的な取組を一層強化・充実していくことが強く求められる。

(4) 教員の組織及び教育研究体制の整備状況

設置計画に沿って、実務家教員の確保を含め、おおむね整備・補充が図られている。ただし、専任教員の平均年齢が著しく高い法科大学院や年齢構成に著しい偏りのある法科大学院が依然若干数あり、早期の対応が待たれる。

また、教員の教育負担面への配慮の方策や、教育効果を勘案したクラス規模の縮小など、中・長期的な視点からの教員組織の整備・充実を図っていくことも必要と思われる。

(5) FDへの取組状況

大多数の法科大学院でFDに関する各種委員会（会議）等が設置され、組織の整備が図られている。ただし、昨年度も指摘したように、教育内容・方法等の改善・充実（例えば、双方向・多方向授業の工夫、同一分野の授業科目間の連携、科目ごとの予復習時間の適切な確保など）について、取組が必ずしも十分でない状況も見られ、一層実効性のある活動や組織的な取組が求められる。また、教員間には、授業に取り組む姿勢や意識に依然格差があり、専任教員だけでなく、兼任・兼任教員を含め、教員相互の授業参観を制度化するなど、教員の意識の啓発をはじめ、FDの今後一層の充実が期待される。こうしたFDの取組は、理論的教育を担う教員と実務家教員との協調体制を確立する上でも極めて重要である。

なお、FDの一環として、学生による授業評価アンケートはほぼ例外なく実施されており、その結果を組織的に分析し、教員相互に情報を共有するとともに、授業の改善策を公表するなど積極的な取組を行っているところも見られる。しかし一方では、アンケートの実施時期や回収率などの基本的な面で課題が残っている法科大学院や、また、アンケート結果への対応を個々の教員の判断に委ねるにとどめているため、教員間で対応に差が生じるなど、なお組織的な取組が十分ではないところも見られる。実施方法に加え、その結果を学生や教員に効果的にフィードバックするなどの工夫も求められる。

FDは、成績評価の基準・方法や、自己点検・評価への取組などとも直結する中心的な取組のひとつであり、なお一層の充実を求めたい。

(6) 施設・設備等の整備状況

施設・設備は、設置計画に沿って順次整備が進められている。全法科大学院が専用施設（講義室、演習室、自習室、図書室、教員研究室、非常勤講師室など）を有し、ほとんどの法科大学院において、パソコンやデータベースの利用などの環境面にも配慮しており、自習室や図書室の利用時間の拡張などの工夫も施されている。

また、修了者に対しても、新司法試験受験までの支援の一環として、図書室や自習室の利用などに関して配慮するなど、積極的な対応を検討している法科大学院もある。

5. 今後の取組

前述のとおり、平成16年度開設の法科大学院（68大学）は今年度が完成年度となるが、今回のアフターケアで留意事項を付した法科大学院に対しては、来年度も引き続き、当該留意事項への対応状況について書面による報告を求め、さらに必要な場合には、実地調査又は面接調査を実施することとし、各法科大学院における留意事項の改善を促進していく方針である。

また、全ての法科大学院が受けることを義務付けられている「認証評価」（3参照）との有機的な連携が図られるよう、各認証評価機関に対して、本調査の結果を参考資料として送付することとしている。

- 1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成18年3月31日 文部科学省令第12号）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 文部科学省告示第50号（抄）

大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第33条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

平成15年3月31日

（1・2略）

- 3 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

- 3 学校教育法第69条の3（抄）

（1・2略）

- 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）
法科大学院特別審査会 委員名簿

平成19年2月現在

氏名	職名等
安西祐一郎	慶應義塾長
石川敏行	中央大学大学院法務研究科 教授
磯村保	神戸大学大学院法学研究科 教授
井上宏	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
今崎幸彦	司法研修所教官（判事）
柏木昇	中央大学大学院法務研究科 教授
加藤哲夫	早稲田大学法学学術院・大学院法務研究科 教授
川村正幸	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
工藤智規	公立学校共済組合理事長
小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
白井玲子	東京地方検察庁 検事
角田邦重	中央大学法学部 教授
高見進	北海道大学大学院法学研究科 教授
田中成明	関西学院大学大学院司法研究科 教授
田村幸一	司法研修所教官（判事）
永田眞三郎	関西大学法学部 教授
中森喜彦	京都大学理事・副学長
納谷廣美	明治大学長
野村豊弘	学習院大学大学院法務研究科 教授
外立憲治	第一東京弁護士会所属
濱田道代	名古屋大学大学院法学研究科 教授
三井誠	同志社大学大学院司法研究科 教授
宮島司	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
牟田哲朗	福岡県弁護士会所属
諸石光熙	住友化学株式会社特別顧問
山口幹生	法務総合研究所総務企画部付
由岐和弘	東京弁護士会所属

、 は法科大学院特別審査会における主査、主査代理。

法科大学院一覧(平成18年度現在)

〔国立〕

開設年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置	
1	平成16年度	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	100	北海道
2	平成16年度	東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	100	宮城県
3	平成17年度	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	40	茨城県
4	平成16年度	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	50	千葉県
5	平成16年度	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	300	東京都
6	平成16年度	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	100	東京都
7	平成16年度	横浜国立大学大学院	国際社会科学部研究科 法曹実務専攻	50	神奈川県
8	平成16年度	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	新潟県
9	平成16年度	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	石川県
10	平成17年度	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	40	長野県
11	平成17年度	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	静岡県
12	平成16年度	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	80	愛知県
13	平成16年度	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	200	京都府
14	平成16年度	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	100	大阪府
15	平成16年度	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	100	兵庫県
16	平成16年度	鳥根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	30	島根県
17	平成16年度	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	岡山県
18	平成16年度	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	広島県
19	平成16年度	香川大学・愛媛大学大学院(連合)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	30	香川県 愛媛県
20	平成16年度	九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	100	福岡県
21	平成16年度	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	30	熊本県
22	平成16年度	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	30	鹿児島県
23	平成16年度	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	沖縄県
小計			23 大学	1760 人	

〔公立〕

開設年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置	
24	平成16年度	首都大学東京大学院	社会科学部研究科 法曹養成専攻	65	東京都
25	平成16年度	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	75	大阪府
小計			2 大学	140 人	

〔私立〕

開設年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置	
26	平成17年度	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	北海道
27	平成16年度	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	50	宮城県
28	平成16年度	白?大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	栃木県
29	平成16年度	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	100	埼玉県
30	平成16年度	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	60	東京都
31	平成16年度	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	50	埼玉県
32	平成16年度	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	東京都
33	平成16年度	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	東京都
34	平成16年度	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	260	東京都
35	平成16年度	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	50	東京都
36	平成16年度	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	50	東京都
37	平成16年度	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	100	東京都
38	平成16年度	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
39	平成16年度	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	東京都
40	平成16年度	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
41	平成16年度	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
42	平成16年度	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	東京都
43	平成16年度	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	50	東京都
44	平成16年度	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
45	平成16年度	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	東京都
46	平成16年度	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	東京都
47	平成16年度	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	200	東京都
48	平成16年度	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	80	東京都
49	平成16年度	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	東京都
50	平成16年度	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	東京都
51	平成16年度	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	神奈川県
52	平成16年度	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	60	神奈川県
53	平成16年度	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	神奈川県
54	平成16年度	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	山梨県
55	平成16年度	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	愛知県
56	平成17年度	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	愛知県
57	平成16年度	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	愛知県
58	平成16年度	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	愛知県
59	平成16年度	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	愛知県
60	平成16年度	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	京都府
61	平成16年度	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	150	京都府
62	平成16年度	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	150	京都府
63	平成17年度	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	京都府
64	平成16年度	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	大阪府
65	平成16年度	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	大阪府
66	平成16年度	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	大阪府
67	平成16年度	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	125	兵庫県
68	平成16年度	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	60	兵庫県
69	平成16年度	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	兵庫県
70	平成16年度	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	兵庫県
71	平成16年度	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	広島県
72	平成16年度	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	福岡県
73	平成16年度	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	50	福岡県
74	平成16年度	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	50	福岡県
小計			49 大学	3925 人	
合計			74 大学	5825 人	

平成18年度 法科大学院設置計画履行状況調査 留意事項

国 公 私	大 学 院 名	研究科・専攻名	開設 年度	留 意 事 項
1 国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	17	法律基本科目に該当する内容の「家族法」が展開・先端科目に分類されているため、当該授業科目の科目区分について、さらに検討するとともに、展開・先端科目の位置づけを明確にし、適切な内容にすること。 授業評価アンケートについて、開設当初より回収率が下がっているが、結果の活用等も含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。
2 国立	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	16	法律基本科目の授業について、現在1クラス約70名の4クラス規模で行われているが、50名が標準とされていることを踏まえ、現状のクラス規模における教育効果を検証し、引き続き、適切な対応をとること。
3 国立	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	16	一部の教員の担当授業科目数が非常に多くなっているため、教員間の教育負担のバランスを取ることはもとより、全体の負担軽減についても一層配慮すること。
4 国立	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	17	授業評価アンケートや、自己点検・評価について、その結果の公表及びフィードバックが行われていないので、効果的にフィードバックする工夫を含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を充実すること。 成績評価について、相対評価により行うこととしているが、科目ごとの成績分布の偏りなどから、基準・方法が不明確なものとなっているので、その在り方について検討し、適切に改めること。 履行状況報告書では再試験は行っていないとされているが、実質的には追試が再試験と同様の教育的役割を果たしていると考えられ、また、公法系、民事系、刑事系などの各系ごとに課されている修了試験は、その趣旨や位置付けが不明確であるため、進級試験との関係性など、その在り方について検討し、適切に改めること。 委員会が多数存在しており、実効的な管理運営の点から疑問があるので、管理運営体制について再検討するなど、実効的な体制となるよう引き続き努めること。
5 国立	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	17	成績評価について、科目ごとの分布割合の検討なども行うとともに、基準の一層の明確化や厳格な実施に努めること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実施にあたって、FD全体会議とFD特別委員会それぞれの役割分担や関係性を明確にし、実効的な実施体制を早期に整備すること。また、統計分析や回収率の把握がなされていない授業評価アンケートについても、結果の効果的なフィードバックを含め、組織的に実施すること。
6 国立	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	16	法律基本科目の授業について、1クラス70名近くに及び授業科目が少なくないが、50名が標準とされていることを踏まえ、現状のクラス規模における教育効果を検証し、引き続き、適切な対応をとること。
7 国立	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	16	成績評価について、定められている分布割合とのずれがあり、教員間の共通認識が十分に与えられているか懸念があるので、成績評価基準の一層の明確化に努めるとともに、あらかじめ学生にそれを明示する等、適切に運用すること。 一部の教員の担当授業科目数が非常に多くなっているため、教員間の教育負担のバランスを取ることはもとより、全体の負担軽減についても一層配慮すること。
8 国立	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	16	平成19年度から教育課程等が大幅に変更されるため、教育課程をはじめ、各種の制度の見直し・改善の趣旨を教員・学生に周知徹底させ、確実に履行されるよう努めること。
9 国立	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	教育課程の変更が多いが、学生の教育効果に配慮するとともに、慎重な検討を行った上で十分な見直しをもって実施すること。その際、受験生、学生に不利益を及ぼさないよう事前に十分な周知を行うこと。 法律基本科目の「刑事訴訟法」及び「民事訴訟法」について、70名が受講しているが、50名が標準とされていることを踏まえ、現状のクラス規模における教育効果を検証し、適切な対応をとること。
10 国立	九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	16	十分な管理運営体制がとられていなかったことにより、担当科目の教員審査を経ていない者が授業を行うなどの問題が生じた。設置認可制度の知識・理解の徹底、教員・事務局間の緊密な連携、事務処理体制の改善など、管理運営体制を見直すこと。 平成19年度から改正予定の教育課程について、大幅な改正であるが、科目分類などの慎重な検討を行うとともに、受験生、学生に不利益を及ぼさないよう事前に十分な周知を行うこと。
11 国立	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	16	成績評価の基準・方法について、司法政策研究科教授会決定と実際の評価に齟齬があるように見えるので、成績評価の基準・方法の明確化について再検討すること。
12 公立	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	16	成績評価について、全教員が共通認識をもてる明確な基準がなく、ばらつきも見られるので、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を充実するなど、対策を講じること。 授業評価アンケートの実施にあたっては、実施時期を昨年度から変更した結果、回収率が大幅に下がっているものも見られるので、学生が提出しやすいように運用の工夫を行うとともに、結果を効果的にフィードバックさせる体制を整備すること。

国公私	大学院名	研究科・専攻名	開設年度	留意事項
13 私立	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	17	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。
14 私立	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	16	法律基本科目の刑法の科目については、兼任教員のみ配置となっているので、理論的教育を担う専任教員を配置するよう、引き続き努めること。 自己点検・評価への取組が大幅に遅延しているため、実施体制を早急に整備し、着実に実施すること。
15 私立	白? 大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 法律基本科目の比重についてさらに改善するとともに、基礎法学・隣接科目の位置付けについても明確にし、適切な内容とすること。 成績評価について、各教員間でのばらつきが見られるので、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を充実するなど、対策を講じること。
16 私立	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 自己点検・評価について、今後のスケジュールが策定されているが、実効的な体制を整備し、着実に実施すること。 履修科目の登録上限単位数は40単位と設定されているが、36単位が標準とされていることを踏まえ、その教育効果を検証し、適切な対応をとること。
17 私立	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実施にあたっては、FD委員会を定期的に開催し継続的に取り組むなどの改善を図るとともに、教授会との連携などにより組織的な取組とすること。
18 私立	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	担当教員不在のために未開講となっている科目の解消に努めること。
19 私立	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	一部の教員の担当授業科目数が非常に多くなっているため、教員間の教育負担のバランスを取ることはもとより、全体の負担軽減についても一層配慮すること。
20 私立	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	法律基本科目の刑事訴訟法の科目については、実務家教員及び兼任教員のみ配置となっているので、理論的教育を担う専任教員を配置すること。
21 私立	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 授業運営（多方向、双方向授業の工夫など）や教員相互の授業参観の実施について、教員間の連携が不十分であるため、授業評価アンケートの活用等を含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の充実に努めること。
22 私立	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	16	成績評価の基準・方法を明確にするなど、シラバスに記載するなど、あらかじめの学生への明示に努めること。
23 私立	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 学生への質問対応や、教務に関する各種手続きの学生への情報提供が不十分であるため、オフィスアワーの実施など学生の学習効果があるよう十分に配慮するとともに、学生への情報提供を適切に行うこと。
24 私立	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	成績評価については、各教員間でばらつきが生じないように、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を充実するなど、対策を講じること。
25 私立	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	16	昨年度の本調査結果として付された「授業評価アンケートの実施時期等について工夫すること」との留意事項に対し、教授会の中にFD委員会を設置して検討を行ったり、授業評価アンケートの実施時期を変更するなど、一定の改善は見られるが、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。 補習で対応している法学未修者への法学基礎教育について、次年度から演習としてカリキュラム内で実施することであるが、法学基礎教育の在り方についてはさらに検討すること。
26 私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	休日に実施するプログラムについては、授業の前後の学生の自学自習を妨げる恐れがあるため、その在り方について検討すること。
27 私立	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）について、授業評価アンケートの実施時期の変更など、一定の改善がなされているが、十分な取組とはなっていないので、一層の充実に努めること。
28 私立	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	厳格な成績評価について、多数の科目でガイドラインの割合を超えているなど、十分ではないので、厳格な成績評価についてなお一層の改善に努めること。
29 私立	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	17	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 シラバスの記載内容と実際の運用に不一致が生じている授業科目があるので、整合性を図ること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）については、教員相互の授業参観が計画どおりに行われておらず実施状況が芳しくないなど、組織的な実施が不十分であるため、教員の連携を強化するなど、より組織的に実施すること。
30 私立	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	修了要件のうち、選択科目22単位以上の修得が必要とされているが、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群について、各2単位以上修得すれば足りることとされており、履修に偏りが生じる懸念があるため、各科目群の履修に偏りが生じないように、修了要件の在り方について早期に検討すること。

国 私	大 学 院 名	研究科・専攻名	開設 年度	留 意 事 項
31 私立	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	成績評価基準の一層の明確化を図るとともに、厳格な成績評価の実施に努めること。また、このことも含め、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。
32 私立	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	成績評価基準においてあらかじめ定めている評価区分ごとの学生数の割合と、実際の成績評価の結果に不一致が生じている授業科目が存在するので、教員間でのばらつきが生じないよう、成績評価基準の適切な運用に努めること。 法律基本科目に該当する内容の「家族と法」が展開・先端科目に分類されているため、当該授業科目の科目区分について、さらに検討すること。
33 私立	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	16	成績評価について、同一科目でありながらクラス間に差が見られるものもあるので、成績評価基準の明確化に努めるとともに、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）を充実するなど、その適切な運用への対策を講じること。
34 私立	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。 「1年前期を学修した者が半年休学して、翌年の前期から復学できる」という半期休学者の復学システムを導入しているが、その仕組みでは授業科目の履修順序にずれが生じることとなり、体系的な履修が行われない恐れがあるので、カリキュラムの体系的な履修という観点から支障が生ずることがないかさらに検討すること。
35 私立	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	16	特別演習の一部（「会社法」や「民法」など）について、その内容から実質的に法律基本科目にあたる科目と判断されるものがあるので、科目の区分について再検討すること。 展開・先端科目のうち多数の科目が、期末の筆記試験に代えて、レポートで成績評価を行うものとされているが、厳格な成績評価という観点から、このような方法が適切かどうかさらに検討すること。
36 私立	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	16	同一分野に属する科目を担当する教員間での授業方法等に関する調整が不十分であるなど、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の在り方について教員間に意識の差が見られるので、改善方を検討し、充実に努めること。 教育課程や修了要件、入学者選抜の方法など、設置認可時の計画からの変更が多く見られるので、やむを得ない事情により計画を変更する場合には、その理由を明示し、かつ、学生に十分な情報提供を行い、不利益が生じないようにすること。
37 私立	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	16	授業評価アンケートの実施にあたり、昨年度からは、質問項目や、記名方式から無記名方式にするなどの変更がなされているが、回収率が上がっていないので、学生が提出しやすいように運用の工夫を更に行うとともに、結果を効果的にフィードバックさせる体制を整備すること。 ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の実施にあたっては、F D委員会、教育方法研究会及び懇談会のそれぞれの役割分担や関係性を明確にするとともに、実効的な実施体制の早期の整備に努めること。
38 私立	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	法曹養成を担う法科大学院として、教育研究活動全般を通じて格段の充実を図ること。その際、認可時及びこれまでの設置計画履行状況調査における留意事項については、十分に履行されているとは認められない点が見られることから、以下の点と併せて、適切に対応すること。 平成19年度から改正予定の教育課程については、例えば、法律基本科目の「公法演習」として、「公法演習」、「公法演習」、「公法演習」、「公法演習」の4科目が予定されており、このうちの2科目を学生が選択することとしているが、法律基本科目は、学生全員が共通の内容を履修すべき科目であるので、その内容を明確にするとともに、法曹養成の目的実現のため、適切なバランスを確保し、不断の点検・見直しを行うこと。また、法律基本科目に偏ることなく、適切な科目選択がなされるよう、履修指導の充実に努めること。 授業運営については、双方向性が必ずしも十分でない面も見られるので、法科大学院にふさわしい授業（双方向・多方向の授業など）の実践について、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の組織的な取組の強化を図るとともに、なお一層の推進に努めること。 策定作業中の成績評価基準については、教員間の理解の下、早急に確立するとともに、学生にあらかじめ明示した上で、厳格に実施するよう努めること。 専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。
39 私立	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	成績評価基準については、学内で統一的に整理されておらず、またあらかじめ学生に明示されていない科目もあるので、早急に確立し、あらかじめ学生に明示すること。 全体的に刑事系の科目が少なく、またカリキュラム上、法律基本科目のほか、展開・先端科目なのが不明確な科目があるので、科目区分を明確にすること。 授業評価アンケートを記入する時間が十分に与えられていないことから、学生の積極的な回答が得にくい状況となっている。アンケートの方法や結果の効果的なフィードバックに引き続き努めること。 法学未修者に対する細やかな履修指導や、進級できなかった学生に対する履修指導について、さらに工夫して行うこと。
40 私立	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	16	成績評価において、高い評価に偏った科目が多数見受けられ、また、成績評価方法として出席のみで20%を勘案する科目が数科目見られるので、厳格な成績評価という観点から、成績評価の方法・基準について再検討し、その明確化、あらかじめの学生への明示、適切な運用を行うこと。 法学未修者に対して法学基礎教育を効果的に行うための検討、教員相互の授業参観の計画などの実施、結果の効果的なフィードバックを含めた授業評価アンケートの実効的な実施など、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進を図ること。
41 私立	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	16	授業評価アンケートの結果の取扱いが、各教員の判断に委ねられているが、結果の活用や、効果的にフィードバックする方法を含め、より組織的な取組となるよう、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）の一層の推進に努めること。

（注） このほか、当該大学を設置する学校法人の設置する大学等の入学定員の超過に関する留意事項が付されたもの 11 法人。